

令和6年5月16日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095－894－3027
担当者名	太田尾 ・ 池 田

工事中に事故を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

- ① 名 称 株式会社 堀内組
許可番号 知事許可 第12729号
所 在 地 佐世保市光町109
- ② 名 称 株式会社 久田組
許可番号 知事許可 第172号
所 在 地 平戸市下中津良町395
- ③ 名 称 松田産業 株式会社
許可番号 知事許可 第833号
所 在 地 平戸市田平町里免243－3

2. 指名停止の期間

令和6年5月17日から令和6年6月16日まで(1か月)

3. 指名停止の理由

堀内組・久田組・松田産業特定建設工事共同企業体が受注した県北振興局発注の主要地方道平戸田平線道路改良工事((仮称)向月トンネル)において、令和6年4月16日、下請業者がダンプトラックでトンネルズリを荷下ろし後、安全管理措置の不適切により、ダンプ荷台を上げたまま走行したため、NTT架空線を断線し、周辺家屋108戸に対し通信不通の被害を与える公衆損害事故を起こしたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領第2条「別表第1第4号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)」該当